

吉川市事業発展支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により、依然として大きな影響を受け、経営・ビジネス環境の変化が起きる中、市内の事業者等が新たな需要へ対応し、経営状況の改善を目指す取組に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、市内の事業者等を支援し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和53年吉川町規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合
- (3) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業者及び農事組合法人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所又は事業所を有する事業者等であって、申請時に次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市税等（個人市民税、個人県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していないこと。
- (2) 令和3年1月から申請日が属する月の前月までの間に、事業収入が前年又は前々年同月比で5パーセント以上減少した月が存在すること。ただし、令和3年1月から申請日が属する月の前月までの間に比較対象となる月が存在しない事業者等その他市長が認める事業者等にあつては、申請日の属する月の前月の事業収入が当該前月を含む直近3月の月平均の事業収入と比べ5パーセント以上減少していること。
- (3) この要綱の規定による補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 次のアからオまでに掲げる事業者等でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は吉川市暴力団排除活動推進条例（平成24年吉川市条例第19号）第3条第2項に規定する暴力団関係者が関与している事業者等

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者等

- ウ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人
- エ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が適当でないとする事業者等
（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の事業所で行う販路開拓等の新たな需要に対応し、経営状況の改善を目指す取組であつて、補助金の交付を受けた後も継続して行う意向があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 法令上必要な許認可を受けていない事業又は届出を行っていない事業
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のみを目的とした事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする事業者等
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費で、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 令和3年4月1日以降に開始した事業に係る経費であること。
- (2) 令和3年4月1日から令和4年1月31日までに支払いが完了している事業に係る経費であること。
- (2) 備品の購入経費にあつては、当該備品が市内事業所で設置し、及び使用するものであること。
- (3) 社会通念上相当と認められる額であること。
- (4) 他の補助金を受けていない経費であること。

（補助金額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、300,000円を限度とする。

（交付申請等）

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の市長の定める期日は、令和3年12月28日とする。

3 規則第4条第2項第5号の市長が定める事項は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業に係る経費を確認できる見積書等
- (3) 市内に住所又は事業所を有することを証する書類
- (4) 事業収入が減少していることを証する書類
- (5) 市税等完納証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 規則第4条第3項の規定により、同条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を記載した書類の添付は、省略するものとする。

5 申請者は、その補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第1

08号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付を申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に当たっては、前条第5項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 市長は、前条第5項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付を決定するものとする。

(補助事業の計画変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、規則第6条第1項第1号の規定により補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容について変更しようとするときは、吉川市事業発展支援補助事業変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額が交付決定を下回る変更の場合は、規則第13条の前段の報告書をもってこれに代えることができる。

2 規則第6条第1項第1号の市長が定める軽微な変更は、補助事業の主な内容の変更以外の変更であって、補助金の額に変更を生じないものとする。

3 市長は、第1項の規定により、吉川市事業発展支援補助事業変更承認申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、その結果を吉川市事業発展支援補助事業変更承認・不承認決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による報告は、市長から求められたときに書面により行うものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条前段の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 補助対象経費の支払いが確認できる書類
- (3) 購入した物品等が確認できる写真等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の報告書の提出期限は、補助対象事業の完了した日から30日以内又は当該年度の1月31日のいずれか早い日とする。

(額の確定通知)

第12条 規則第14条の規定による額の確定通知は、吉川市事業発展支援補助金交付額確定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、吉川市事業発展支援補助金交付請求書（様式第7号）に必要事項を記載し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により適正な請求書を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第8号）により速やかに市長に報告しなければならない。

（決定の取消し）

第15条 市長は、規則第9条第1項若しくは第16条第1項の規定に該当したとき又は次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 第3条又は第4条の規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 補助事業を取りやめたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、吉川市事業発展支援補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、補助事業者に対し通知するものとする。

（返還請求）

第16条 規則第17条第1項又は第2項の規定による補助金の返還請求は、吉川市事業発展支援補助金返還請求書（様式第10号）により行うものとする。

（財産の処分制限の期間）

第17条 規則第18条ただし書の市長が定める期間は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第19号又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第23号に規定する減価償却資産にあっては減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（10年以上と定められている減価償却資産にあっては、10年）、それ以外の財産にあっては5年とする。

（届出の義務）

第18条 補助事業者は、前条の期間中に補助事業により取得した財産が滅失し、又は効用を喪失する等、重大な損傷を受けたときは、速やかに書面により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、補助事業者の住所（法人にあっては、所在地）又は氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）が変更した場合について準用する。

（書類の整備）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収支状況を帳簿その他の証拠書類により整備

しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿その他の証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して10年間保管しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費
広告宣伝費
印刷製本費
消耗品費
備品購入費
委託料
使用料及び賃借料
工事請負費
人件費
サービス料及び手数料
上記のほか、市長が特に必要と認める経費